

平成25年 第2回甲賀市議会定例会

第2回甲賀市議会定例会が2月21日から3月25日までの会期で開催されました。市が提案し、審議・可決された主な議案は次のとおりです。

委員の推薦(敬称略)

人権擁護委員/黄瀬 忠幸

平成25年度予算

3~7ページに掲載

平成24年度補正予算

- 平成24年度甲賀市一般会計補正予算(第5号)
- 平成24年度甲賀市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 平成24年度甲賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 平成24年度甲賀市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 平成24年度甲賀市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 平成24年度甲賀市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 平成24年度甲賀市鉄道経営安定対策基金特別会計補正予算(第1号)
- 平成24年度甲賀市鉄道施設整備基金特別会計補正予算(第1号)
- 平成24年度甲賀市浄化槽管理事業特別会計補正予算(第2号)
- 平成24年度甲賀市病院事業会計補正予算(第1号)
- 平成24年度甲賀市水道事業会計補正予算(第2号)
- 平成24年度甲賀市診療所事業会計補正予算(第2号)
- 平成24年度甲賀市介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)

条例の制定

- 甲賀市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例
- 甲賀市自治基本条例策定委員会条例
- 甲賀市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 甲賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 甲賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 甲賀市指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例
- 甲賀市地域市民センター設置条例の一部を改正する条例
- 甲賀市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例及び甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 甲賀市特別会計条例の一部を改正する条例
- 甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 甲賀市農村公園条例の一部を改正する条例
- 甲賀市農村集落センター条例の一部を改正する条例
- 甲賀市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 甲賀市同和対策審議会条例を廃止する条例
- 信楽高原鉄道株式会社が所有する鉄道資産の無償譲受につき議決を求めることについて

平成25年度 市役所の 組織・機構の 改編

市民の皆さまが暮らしに幸せを感じる
ことができ、これからも住み続けたいと思
う理想郷甲賀を目指し、様々な施策を実
施していきます。平成25年度においても予算
編成の基本方針や4つの重点テーマを着実
に推し進めていくことを念頭に、市役所の
組織・機構の見直しを行いました。

※組織図は改編を行った主な組織について掲載しています。



組織・機構見直しの主な内容

総合政策部

公共交通推進室の新設
鉄道やバスなどの交通機関の連
携を図り、持続可能な地域公共交
通とするため、政策推進課の交通

政策係と鉄道公有民営化対策室を
統合し、**公共交通推進室**を新設し
ます。なお、甲賀病院移転準備室
については、平成25年4月1日の
新しい甲賀病院の開院をもって
主たる業務が完了するため廃止
します。

総務部

庁舎整備室の新設
大規模な地震をはじめとする
様々な災害への備えとともに市民
サービスの向上と人にも環境にも
やさしい庁舎を目指し、昨年3月
に策定した甲賀市庁舎改修整備基
本構想を踏まえ、合併特例期間の
できるだけ早期に新庁舎の整備を
進めるため、庁舎整備室を新設し
ます。また、老朽化の進む旧支所
である地域市民センターについて
も改修・改修が必要なことから体
制を充実し、これらの事業を推進
していきます。

産業経済部

**観光戦略推進室を
観光推進室に名称変更**
観光戦略推進室について、過去
2年間でおおむね見出すことで
きた戦略の方向性の実現を引き続
き目指すとともに、より市民に親
しみやすい名称とするため室名を
観光推進室に変更します。

教育委員会事務局

**学校給食に関する業務を
学校教育課から教育総務課に移管**
学校給食センター整備事業と学
校給食に関する業務の一元化を図
るため、学校給食に関する業務を
学校教育課から教育総
務課に移管し、**学校給
食係**を新設します。



水口医療介護センター

看護部を改編
看護部を看護介護部に名称変更
し、看護科を外来係、施設係、通
所および居宅介護支援の4つ
の係に改編します。

人材育成

組織機構の見直しと併せて、職
場内研修を徹底するとともに、県
や他の自治体等への派遣研修や人
事交流を引き続き実施し、市の将
来を担う人材育成にも積極的に取
り組めます。

